

建久六年の源頼朝上洛についての再考察

遠城, 悦子 / ENJO, Etsuko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

45

(開始ページ / Start Page)

35

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1993-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011180>

建久六年の源頼朝上洛についての再考察

遠城悦子

はじめに

源頼朝の建久六年（一一九五）の上洛については、先学諸氏の成果により、おおよそ次のように捉えることで一致をみているようである。すなわち、文治五年（一一八九）の奥州平定以後の公武融和の傾向を背景に、頼朝は建久元年（一一九〇）の上洛で、対立していた後白河法皇に接近し、それまで同盟関係にあった反法皇派の九条兼実とは疎遠になりつつあった。そして、建久六年の上洛で、頼朝は娘大姫の入内を依頼するために反兼実派の丹後局らに接近し、すでに娘任子の後鳥羽天皇の中宮に立てている兼実とは、事実上、関係を断った。結局、この頼朝の大姫入内計画が建久七年の政変の原因となり、兼実は失脚へと追い込

まれることになった⁽¹⁾、と。この理解は、建久元年の上洛で、頼朝が兼実に対し背信行為を犯していたとの理解を前提としているといえよう。

しかし、旧稿⁽²⁾において考察を試みたところ、建久元年の上洛中、頼朝が兼実に対し、背信行為を犯していたことは窺われなかった。頼朝は兼実との会談で、兼実と同様、朝廷や君主（天皇、法皇）に忠誠を尽くすことを標榜し、旗挙げ当初からの政治指針を語った。このように語る頼朝に、兼実はいへん満足している。この上洛で、頼朝は兼実との関係を更に強固なものにしているのである。

建久元年の上洛の結果がこのようなものであれば、建久六年の上洛について、従来の理解に検討を加えてみる必要がある。本稿は、このような観点から、頼朝の二度目の

上洛についての再検討を試みようとするものである。

一

建久二年（一一九二）六月、兼実の息良経と一条能保の娘（頼朝の姪）との婚姻が成立する。この婚姻について、従来は、頼朝が公武関係増強の一策として、円滑性を欠く九条家と一条家との縁組みを図ったものと捉えられている。⁽³⁾この理解は、先の建久元年の頼朝の上洛以来、頼朝が兼実から離れていったとの理解を前提とするものである。しかし、旧稿⁽⁴⁾において考察を試みた如く、前年の上洛によって、両者の間の結束はさらに強固なものとなったと窺われるのである。ゆえに、この時期、両者の関係に亀裂が生じているとは考え難い。そこで、このような観点から、この婚姻についてみてみたい。

この婚姻について、『玉葉』には次のように記されている。

此日以使者大將迎婦之儀、猶不可然、随又無其家、力不及之由、示遣能保卿之許了、返報云、去夜自関東此間事、偏可随殿下御定之由申送候、仍於今者、可奉迎大將一也、進娘之儀不可候云々、⁽⁵⁾
通説的理解では、傍線部（A）について、気位の高い兼

実は、能保と縁戚関係になることを嫌い、この婚姻に難色を示していたと解釈されている。⁽⁶⁾しかし、この婚姻が正式に成立した日に、兼実は、「ちよふへきちきりをむすふうれしさ⁽⁷⁾をこよいのそてにかさぬへきかな」と詠み、この婚姻に歓喜しているのである。よって、通説的理解には検討を要する余地がある。では、傍線部（A）はどのように解釈すればよいのであろうか。文字どおりに解釈すると、兼実は、「良経が能保の娘を迎えるのはよくない」と述べている。「迎える」を婚姻の意とるか単に迎えるにとるか、この部分の意味は大きく変わる。ここで注目したいのは傍線部（B）である。この部分は、（A）で述べられている兼実の主張に対し、能保が意としていることを述べている箇所である。ここで能保は、「（頼朝が兼実の意見に従うように言ってきたので、それでは）私共（一条家側）が良経殿をこちらに迎える事にして、娘をそちら（九条家側）へ参らせる形はやめましょう」と述べている。「迎える」は、婚姻の意ではなく婚姻の形、つまり、良経が一条家へ赴くか、能保の娘が九条家へ赴くかという意味なのである。

この婚姻に際し、兼実は「大理執⁽⁸⁾簪之儀、可⁽⁹⁾迫先規」と、先例に倣って良経が一条家へ赴くことを主張してい

る。一方、頼朝は、当初は能保の娘が九条家へ赴くことを主張し、能保も、二つある屋敷のうち、閑院西町のものは手狭なうえ、一条の屋敷は、先年に妻がそこで亡くなった事を忌憚し、娘が九条家へ赴くことを主張している。⁽⁹⁾高群逸枝氏によれば、婿取婚の形態の変遷についてみると、妻の親が新居を用意して婿を迎える形が「経営所婿取婚」といわれるもので、この形の次にみられるのが、夫の家に妻を迎える「擬制婿取婚」の形式であるという。また、経営所婿取婚が主にみられる時期は、白河院政期から承久の乱頃までであり、擬制婿取婚がみられるのは、承久の乱から南北朝期にかけてであるが、この時期区分はおおよそのものであり、前後に重複したり個々に随所に混在することもあるという。⁽¹⁰⁾氏の成果による、このような婿取婚の形式をふまえると、兼実は「経営所婿取婚」を主張していたのに対し、頼朝と能保は「擬制婿取婚」を主張していたといえよう。

以上のようにみると、兼実の息良経と能保の娘（頼朝の姪）との婚姻についての『玉葉』の記事は、兼実がこの縁談を甘受する如何が問題なのではなく、縁談自体は既に成立しているのであって、縁談そのものではなく婚姻の形態が問題にされていると解釈しなければなるまい。さら

に高群氏は、この婚姻について注目すべき見解を示しておられる。氏によれば、武家側でも当時は婿取婚を正婚としていたが、武家の間では、女家の身分が低い場合、男家へ進上婚形式とするのが当然とする考え方があったという。

高群氏は、この婚姻について、頼朝としては、兼実を尊敬し、なおかつ喜ばせるために、進上式で、姪を九条家へ入れようとしたとされている。⁽¹¹⁾このような高群氏の見解をふまえれば、建久元年以降、頼朝が兼実を疎遠にしていたとする見方には無理があろう。建久元年の上洛以後においても、頼朝は兼実と今まで通りの関係を更に固めるための増強策として、この縁談をとりもったと考えられる。この理解を前提として、建久六年の上洛時における、頼朝の兼実に対する姿勢についてみてみたい。

二

建久六年二月、頼朝は妻子を伴い、二回目の上洛を行なう。先の建久元年の上洛は法皇の召しによるものであったが、今回の上洛は、頼朝が自ら企図したものである。⁽¹²⁾上洛の目的は、東大寺供養であった。⁽¹³⁾一方、上洛中に、頼朝は丹後局を六波羅の宿所に招き、妻政子と娘大姫に引き合わせ、局に贈物をするなど接待している。⁽¹⁴⁾頼朝のこの行為

は、通説的に理解されているように、大姫の入内・斡旋の依頼であろう。従来では、この頼朝の大姫入内工作と丹後局への贈物をもって、頼朝の丹後局・源通親を中心とする反兼実派への急接近の表われとみなし、兼実を見限ったとされている。

このような理解の根拠となる一つは、頼朝が、兼実が嫌っている丹後局に莫大な贈物を進呈しているのに対し、頼朝が兼実に贈呈した馬二匹を、兼実が「甚乏少、為之如何」と、贈物の品に不満を感じていることにある。

通説では、この頼朝と丹後局の間のやりとりをもって、この時に初めて両者が交流をもったと見なされている。しかし、建久元年に頼朝が上洛した時、その帰途に際し、法皇の意を介して局から頼朝に扇百本を含む餞別が送られている。この事例をふまえれば、通説的理解には再考の必要が生じよう。そこで、これまでに至る頼朝と丹後局の関係をみていくことにする。

文治五年六月、鶴岡八幡宮の塔供養に際し、法皇が馬を下賜したのに伴い、丹後局も銀製の箱に納めた扇二十本を呈している。また、建久元年五月に、局が仏事を営むことを聞いた頼朝は、砂金・帖絹等を局に送っている。そして、この頼朝の配慮に対し、局から「偏に御助成果宿願」

と礼状が届いている。さらに、建久二年十二月には、頼朝が行なった法住寺御所修復に対し、その功をねぎらい謝意を認めた局の礼状が到来している。また、建久四年（一九三）九月、局の娘宣陽門院の周囲に警護人がなく物騒との一条能保からの報告により、畿内御家人を宿直として配置する処置が取られている。このように、頼朝と局の間のやりとりを検討してみると、頼朝の二回目の上洛以前から、両者の間に交流があったことが窺われる。兼実は局を嫌っていたが、頼朝は局を嫌っていたのではない。むしろ、法皇への忠勤を標榜する頼朝にとって、法皇の寵妃である局と良好な関係を持つことは、政治的配慮から必要であつたに相違ない。

ところで、頼朝が兼実に送った馬二匹に対する兼実の「甚乏少、為之如何」の発言は、兼実の「驕り」と見なせるのではないだろうか。なぜならば、建久元年に上洛した際に、頼朝は兼実に何も贈呈していないのである。また、贈物の品やその価値について、他の贈答の例をみてみると、頼朝が諏訪上下社に奉納したものは神馬、奥州の藤原秀衡が朝廷に献上した品は、馬三匹と中持三棹である。また、法皇の熊野詣料として、頼朝は馬十匹を献上した時と砂金を献上した時がある。この例は、馬十匹がどのくらい

の価値を持つものかの一つの目安となろう。さらに、鶴岡八幡宮の塔供養に頼朝が法皇から賜わったものは、馬一匹（丹後局からは銀製の箱に納めた扇二十本⁽²⁷⁾）、そして奥州平定後に、頼朝は奥州産の鷺一羽を朝廷に献上している。これらの贈物の例からみても、頼朝が兼実を送った馬二匹は決して乏しいものではなく、頼朝にしてみればまずまずの品定めであったことが窺える。

一方、兼実は、この時期、懐妊している娘後鳥羽中宮任子⁽²⁹⁾を、着帯の儀に際して里亭に下がらせ、男子誕生を願って兼実自ら任子に腹帯を献じている。兼実は、娘に皇子が生まれ、自分が天皇の外戚になれることを信じて疑わない、得意の絶頂期にあったのである。将来の天皇の外祖父に献ずる品物が馬二匹とは見くびっているという兼実の心理が「甚乏少」と言わしめたのではないであろうか。また、頼朝が六波羅で丹後局に送った「砂金を納めた銀製の蒔篋・白綾」の品は、以前、八幡宮の塔供養の際に、局から頼朝に献ぜられた品が「銀製の箱」に納められた扇であったこと、局主催の仏事に頼朝が献じた品が「砂金・帖絹」であったことに鑑みれば、通説が見なすように、取り立てて言うほど莫大な品とは言えない。

このように、頼朝が丹後局と兼実を送った品物が、それ

ぞれ見合った品物で優劣が認められないとなると、贈物の品揃えをもって頼朝が兼実を見限ったとする従来の理解には検討の余地があろう。この上洛中、頼朝は、先の上洛の時と同様に兼実と会談し、その回数⁽³⁰⁾は三回に及んでいる。その模様について、『吾妻鏡』には、「御談話移刻之間、及深更⁽³¹⁾」「都鄙理世事、御談話非⁽³²⁾一」と、都鄙⁽³³⁾＝京都と関東（或いは諸国）の治世について種々談合したと記されている。頼朝が兼実に対し背信行為を犯しているとは窺われない。建久元年の上洛時の、兼実に対する頼朝の姿勢には、この時に至っても変化が認められないのである。

三

通説的理解の二つ目の根拠として、兼実の賀茂神社参詣に際し、頼朝が御家人達にその行列の見物を禁止したことがあげられる。このことについて、『吾妻鏡』建久六年四月十七日条には次のように記されている。

丹後二品局被^レ参^三六波羅御亭^一、御台所姫公等及御対面^一、今日、殿下参^三賀茂社^二給云々、而将軍家被^レ仰^三御家人等之中^二曰、此事為^二見物不^レ可^三罷出^二云々、是依^レ無^二御見物^一也、

頼朝は、御家人達の参詣行列の見物を禁止している。し

かし、単に兼実の参詣行列を見物してはいけないと言っているのではない。ここで留意を要するのは、傍線部の解釈である。ここで御家人達への見物禁止の理由が述べられている。「御見物」と、見物する人物に対して敬意が示されているから、「御見物」とは頼朝の見物を指している。このことをふまえると、頼朝は、「(丹後局を招待して)自分が賀茂詣の行列を見物できないから、御家人達も見物に出てはいけない」と述べていることになる。御家人の主人にあたる頼朝が別件(丹後局の接待)で見物に出ていないのに、その従者達が物見気分で参道に多数群がるのは具合が悪いという「建て前」からの見物禁止と窺われる。

また、これに先立つ三月十三日に、頼朝が東大寺供養で奈良へ赴いた時、兼実も東大寺へ出向いており、『玉葉』のこの日の条に「雑人禁止之間之事、仰頼朝卿⁽³³⁾畢」と記されている。この「雑人」が御家人を指しているとは断定できないが、少なくとも、兼実も頼朝に対し人手を煩わすことをしないように申し入れている。東大寺供養の⁽³⁴⁾おり、頼朝は二百七十名にのぼる御家人達を率いている。この光景を目にした兼実が、頼朝に対しこのような申し入れをしたのではないだろうか。頼朝が御家人達の兼実の賀茂詣行列の見物を禁止したのは、この兼実の申し入れを念頭に置

いたものと考えられる。以上のような、頼朝の御家人達への兼実の賀茂詣行列見物禁止の経緯をみてみると、頼朝のこの処置は、通説的理解の傍証には成り難いと思われる。

四

建久六年の上洛中、頼朝が兼実を疎外したとする理解の根拠として三つ目に挙げられるのは、頼朝が天王寺参詣の際に、一条能保が用意した船を用いる約束であったのを取りやめ、にわか丹後局の船を借用したことである。この間の経緯について、『吾妻鏡』には次のように記されている。

与一條二品禪室可^レ有^二御同道^一之由、依^レ有^二兼御約諾^一、禪室用^二意御船^一、於三路頭庄園被^レ宛^二雜事^一之由、有^二其聞^一、是太不^レ叶^二賢慮^一之間、為^レ不^レ令^レ請^レ之給^上、所^レ被^レ止^二御同道儀^一也云々、⁽³⁵⁾

頼朝が能保と同行する約束を取りやめにした理由が傍線部で述べられている。すなわち、能保が、頼朝の天王寺参詣に際し、その参詣路沿いの莊園に雑事を所課したことが、頼朝の意に添うものではなかったのである。この点について、『吾妻鏡』に次のように記されている。

將軍家可^レ有^二御^一参天王寺、御路次可^レ被^レ用^二船^一、陸地不^レ可^レ叶^二之由、一條二品禪室被^レ申之故也、而依^二此事^一、

人々為_レ猷_二路次雜事_一、被_レ支_二配所領之由_一、或触_二申之_一、或風聞之間、將軍家殊令_レ驚給、早可_レ被_二停_二之止旨_一、各被_レ申_二遣之_一、是為_二仏法値遇_一、企_二靈場參詣_一、若令成_二人費_一者、還可_レ乖_二仏意_一歟、殊有_二御慎_一云々、揚震辞_二黄金_一焉、廻_二耻_二四知_一之慮_一、唐帝造_二驪宮_一矣、遺_二不_二一幸_一之譽_一、今重_二万人之財力_一、添輕_二一身之志竟_一給、節儉之商量、殆超_二于古昔_一者歟、後聞人莫_レ下_二奉_二称美_一云々、⁽³⁶⁾

参詣に際し、経路周辺の所領を、参詣の雑事を賄うために支配したと聞いた頼朝は驚倒し、そのようなことはすぐに止めるように指示している。仏との会遇のために霊場へ参詣するのには、そのために人手を勞させてはかえって仏意に反してしまふと述べ、故事を引いて、自分の願を成就させるために庶民を煩わすのは得策ではないとしている。

これに先立つ東大寺供養のおり、頼朝は、東大寺に滞在している宋からの来僧陳和卿に謁しようとしたが、卿は、頼朝が国敵を征伐するのに際し、多くの人命を犠牲にした罪は深いという理由で、頼朝の再三にわたる申し出を拒絶している。⁽³⁷⁾ このように、僧から来日した高僧に罪人扱いされ、東大寺供養主催者としての面目を潰された頼朝は、自分の行為が仏法上の汚点がないものにするために神経を尖

らせていたのである。この頼朝の心理状態からすれば、仏法上の攻撃を受ける要素を含んだ能保の処置は感心できるものではなく、たとえ妹婿で親密な間柄であろうと約束があらうと、能保と行動を共にすることは出来なかったに相違ない。

以上のように、頼朝が能保との約束を取りやめた経緯をみてみると、頼朝は、丹後局の歛心を買うために能保との約束を反古にしたとはみなし難い。仏教保護者としての体面を保つ為に、それに反する行為を取った能保と天王寺参詣に同行することを取りやめたとみなされよう。したがって、この事例も、通説的理解を支える傍証と捉えるには支障があると思われる。

五

四つ目の通説的理解の根拠として、頼朝が、丹後局の娘宜陽門院のために長講堂領立荘の便宜を図ったことが挙げられる。頼朝は後白河法皇の死後、兼実と共に法皇の遺領の長講堂領を廃したのを、この時に至って、門院のためにそれを復活させたというものである。そこで、建久三年（一一九二）三月の法皇の死に伴う所領相続についての史料を見てみたい。

1 謁^ニ右大臣、密語^ニ御処分之事^一、北面下薦等、競^ニ立新立莊^一、甚不便、然而力不^レ及云云、大途公家御沙汰云々、尤珍重也、(『玉葉』建久三年二月十七日条)

2 丹二品、為^ニ法皇御使^一參上、有^レ被^レ申事等、(中略)白河御堂等、蓮華王院、法華堂、鳥羽法住寺等、皆可^レ為^ニ公家沙汰^一、自餘散在所領等、官達有^ニ分給事等^一、隨^ニ聞食及^一、面々可^レ有^ニ御沙汰^一云々、此外、今日吉、今熊野、最勝光賀、福地等、皆可^レ為^ニ公家御沙汰^一、但、此御処分之体、誠穩便也、(中略)而今法皇於^ニ遺詔^一者、已勝^ニ保元之先跡^一、百万里、人之賢愚得失、誠無^ニ定法^一事歟、(『玉葉』建久三年二月十八日条)

3 人々云、殷富門院御処分押小路殿、彼御後可^レ為^ニ宣陽門院^一。六条殿長講堂、前齋院、大炊殿、白川常光院、其外、前齋宮、好子内院、已下事々々等、御庄兩三被^ニ分奉^一云々、仁和寺、法住寺、殿蓮華王院、六勝寺、鳥羽等、惣可^レ為^ニ公家御沙汰^一、即宝倉以下被^ニ付^一殿下御封云々、(『明月記』建久三年三月十四日条)

4 又城興寺事、所望之人々、皆以^レ無^レ所^レ拠、只可^レ為^ニ後院領^一也、不^レ可^レ為^ニ異議^一云々、宗頼朝臣申^ニ左大臣返事^一、城興寺事、三人所^レ被^レ申、皆有^レ謂、又無^レ拠、所詮可^レ左^ニ御定^一、但法皇御知行未^ニ処分^一、而崩御、公家御沙汰宜敷云々、兩府申状、已以符合、道理可^レ然

事歟、問状ニハ、若可^レ為^ニ後院領^一哉否之條ハ、一切不^レ仰也、(『玉葉』建久三年九月四日条)

5 將軍家御參内、又令^レ參^ニ宣陽門院^一給、長講堂領七ヶ所事、任^ニ故院遺勅^一、可^レ被^ニ立之由^一、申^ニ沙汰^一給之云々、(『吾妻鏡』建久六年四月二十一日条)

6 法皇ウセヲハシマシケルトキ、ニハカニ大庄ヲハリマ・備前ナドニタテラレタルヲサレニキ。(『愚管抄』第六後鳥羽)

史料1によれば、法皇の死が危ぶまれている時、院近臣達が法皇の死の前に競って立莊を申請することに兼実は眉をひそめ、法皇の遺領処分については皇室の決裁によるものとしている。また、史料2では、丹後局が法皇の意として伝えるところの所領処分の要領——大半は皇室沙汰とし、残りを法皇の子女に分配すること——を聞き、兼実は總便策と満足している。そして史料3では、長講堂領は宣陽門院に譲られることが明記され、子女に分配された以外の遺領は、すべて皇室の沙汰になることが記されている。現に、史料4に記されているように、未処分の法皇の遺領は皇室で沙汰されており、兼実はこの処置を理に計ったものとしている。

以上のことから、法皇の遺領はすべて法皇の子女と皇室

の所有となり、摂政といえども干渉出来なかったこと、兼

実もそれを当然のこととして受けとめていたことが窺われる。従来の理解は史料6を典拠としていると思われるが、

「タヲサレニキ」の対象は、史料1で述べられている、院近臣達が法皇の死の直前に立荘しようとした荘園と見るべきであろう。また、『愚管抄』と『玉葉』や『明月記』の

記事の信憑度を考慮すると、当時の日記である後者を重視すべきであろう。ゆえに、法皇の死後、頼朝と兼実が長講堂領を廃したとは想定されない。史料5は、頼朝が、史料3に記されている法皇の遺志にもとづいて、長講堂領が宣陽門院領となるように便宜を図ったと捉えるべきである。

このように、頼朝が上洛時に長講堂領立荘の便宜を図った経緯をみてみると、この事例も、通説的理解を立証する証左とはみなし難いのである。

以上、建久六年の上洛時、頼朝が大姫の入内工作进行推進するために兼実を疎外したとする従来の理解に対し、再考察を試みた。従来の理解の根拠となっている事例を再検討してみると、いずれもそれを導くものとは捉え難い。頼朝の兼実に対する姿勢に、建久元年時との相違はみられない。依然として、頼朝は兼実と連携を保っていく姿勢であったといえよう。

六

ところで、これまで述べてきたことをふまえると、頼朝の大姫入内工作はどのように捉えればよいのであろうか。

頼朝が同志と見なしている兼実の娘任子は、すでに後鳥羽天皇の中宮であり、この時期には懐妊している。この頼朝の大姫入内工作の意図について、赤松俊秀氏・上横手雅敬氏は、頼朝の娘を思う親心と見なされ、入内工作进行推進するため、建久六年の上洛中、頼朝は兼実に対し疎遠な態度をとったとされている⁽³⁹⁾。また、杉橋隆夫氏は、建久元年を機に、頼朝と兼実の間に亀裂が生じ、そのため頼朝は入内を欲し、兼実を裏切ったとされている⁽⁴⁰⁾。また、多賀ゆかり氏は、朝廷内の反兼実派が兼実孤立策として計画した大姫入内話を、当初頼朝は親心からそれを受諾したが、後に兼実を見限り、兼実に対抗する意図で入内計画を推進したと捉えられている⁽⁴¹⁾。一方、河内祥輔氏は、皇室と婚姻関係を結ぶことにより、良好な公武関係を不動のものとするためと捉えておられる⁽⁴²⁾。

これまでみてきた兼実に対する頼朝の姿勢を前提とすると、頼朝が兼実を裏切るために入内を計画したとは考えにくい。また、入内を推進するために兼実を疎んじている

様子も窺われない。とすれば、大姫入内計画は、頼朝と政子の私的な親心と捉えられはしないであろうか。

従来、大姫の病は、許嫁の木曾義高が頼朝に殺されたことによる、精神的な衝撃からきたものと捉えられてきた。

ところが、岩崎昭行氏は、『吾妻鏡』に記された木曾義高に関する史料の信憑性が低いことを指摘されている。氏は、『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）四月二十六日条に記されている、年端のいかない幼娘の大姫が、許嫁とはいえ、兄のような遊び相手の義高が突然亡くなったからといって、その恋慕心から食事も喉を通らず放心していったとの記述に疑問を投げられている。⁽⁴³⁾『吾妻鏡』の編纂経緯からみて、氏の見解は首肯すべきものといえよう。そこで、『吾妻鏡』の大姫に関する記述のうち、姫の病気に関するものに着目してみることにする。

大姫の病に関する記事を見ると、以下に示すような、病身の大姫を氣遣う頼朝と政子の姿も垣間みることができる。建久四年（一一九三）八月に、謀反の疑いにより殺されることになっていた源範頼が、大姫の病臥により、伊豆へ流刑の減刑になっている。⁽⁴⁴⁾大姫の発病は、頼朝と政子にとって心痛なことであったのであろう。二人は相次いで岩殿観音堂へ参詣している。⁽⁴⁵⁾この時の頼朝の参詣につい

て、『吾妻鏡』には「姫君御不例之時御立願云々」と記されているから、頼朝は、大姫が病臥すると観音堂へ参詣していたと想定される。建久五年（一一九四）七月にも大姫は病臥し、頼朝は日向薬師へ大姫の病平癒を祈願している。⁽⁴⁶⁾大姫の発作が治まると、政子は、ふさぎこみがちな大姫に、従兄の一条高能との縁談を勧めたところ、大姫は拒絶した。⁽⁴⁸⁾また、同年十一月には、大姫の病再発に、幕府は神馬を三嶋神社に奉納している。⁽⁴⁹⁾さらに、建久六年（一一九五）十月にも、大姫は病臥した。この時は、頼朝の叔父の護念上人の加持祈禱が効を奏して大姫は快復し、頼朝は大変喜んで護念上人に勸賞を申し出ている。⁽⁵⁰⁾以上の記事からは、頼朝と政子の、病身の娘の身を案じる親の姿が浮かび上がる。二人は、病がちな大姫の行く末を案じ、娘を縁付かせたい一心で、破格の縁談である入内を思いついたのではないであろうか。

頼朝は、全くの親心から大姫の入内を計画したのであり、すでに娘を中宮に立てている兼実と天皇の外戚の座をめぐって対抗しようとする意図はなかったに相違ない。自らを「関東の住人」と位置づけ、都の官職である右大將を辞任した頼朝には、⁽⁵¹⁾都の摂関家と外戚の地位を争う意識など持ち合わせていなかったのではあるまいか。だからこそ

頼朝は、二度目の上洛で兼実と会談した時、一度目の上洛の時と変わらない姿勢で兼実に接したのだと考えられる。

一方、兼実は頼朝の娘の入内計画をどのように受けとめたのであろうか。兼実は、建久二年四月に、頼朝が娘の入内を企図しているとの風聞を耳にして、「如^レ此之大事、只大神宮八幡春日御計也、非^ニ人為之成敗^ニ者歟、今日已刻聞^ニ此事^ニ」と記している。この点について、河内祥輔氏は、この時期、九条家は摂関家の家格へ上昇しようとしているときで、兼実は頼朝の娘の入内計画に過敏に反応したとされている。⁽⁵³⁾

九条家が、この時期に摂関家であったか否かについては、野村育世氏の見解に注目したい。氏によれば、兼実の父忠通は、基実・兼実の二人を嫡子格と定め、基実を高陽院、兼実を皇嘉門院の猶子として配し、女院の所領をそれぞれが相続する位置にあったとされている。そして、基実が相続した高陽院領が近衛家領の核に、兼実が相続した皇嘉門院領が九条家領の核となった。忠通は、摂関家を二つに分けることを意図して、このような処置を取ったとされている。⁽⁵⁴⁾つまり、九条家は摂関家の傍流ではなく、忠通によって摂関家として成立することが予定されていたのである。

この野村氏の見解を考慮に入れると、兼実が、九条家を

摂関家として成立させるために任子を入内させたとする河内氏の見解には首肯し難い。野村氏によれば、九条家が名実ともに摂関家として成立するのは、文治四年（一一八八）以後であるという。⁽⁵⁵⁾任子の入内が内定したのは、文治五年（一一八九）のことであり、任子は、摂関家の娘として入内していることになる。兼実が、頼朝が娘の入内を企図しているという噂を耳にするのは、建久二年である。兼実は、摂関家としての地位を不動のものとしていた時期に、頼朝の娘のことを聞いているのである。以上のような、九条家の状態からすれば、兼実にとって、頼朝の大姫入内計画は、自身の摂関としての地位を揺るがす危険なものと認識する事件ではなかったと考えられるのである。

では、兼実の「如^レ此之大事、只大神宮八幡春日御計也、非^ニ人為之成敗^ニ者歟、今日已刻聞^ニ此事^ニ」はどのような解釈されるであろうか。杉橋隆夫氏は、これを、頼朝の裏切り行為に対する兼実の驚愕と狼狽と解釈されている。⁽⁵⁷⁾しかし、これまで見てきたように、頼朝は兼実を疎外しているとは見受けられなかった。また、この時点での、摂関家として確立した九条家の立場からすれば、兼実が、武家の娘の入内に動揺したとは考えにくい。

ここで注目したいのは、頼朝の娘入内の噂の記事から約

一ヵ月半程前の『玉葉』建久二年二月二十一日条に記された、「今日女房三位殿見吉夢、可有皇子降誕、則可賤祚之吉瑞也、可悦々々、可感々々」との記事である。九世紀以降、夢は、物事の前兆や予告と捉えられていた。⁵⁸⁾このことをふまえると、この皇子降誕の夢は、兼実に大きな希望と自信を生じさせたとみなされよう。兼実は、この時期、この皇子誕生を予言する吉夢に期待をかけ、自分が天皇の外祖父になれる日は近いと確信し、有頂天になっている心境にあったのである。このような兼実の境地からすると、「如此之大事、只大神宮八幡春日御計也、非人爲之成敗者歟、今日已刻聞此事」は、次のように解釈できよう。すなわち、「頼朝がいくら娘の入内を欲しても、とうてい実現は叶わないであろう。なぜなら、入内という大事は、いくら望んでもそう簡単に実現できるものではない。これは人の力ではなく神の計らいによって実現が決まるからである」という、頼朝の娘の入内計画を耳にしても意に介さない、天皇の外祖父の座を確信した兼実の、自信に溢れた発言と解釈されるのである。

おわりに

本稿で述べてきたことをまとめると、次のようになる。

建久元年の上洛で、兼実との関係を更に強固なものとした頼朝は、⁵⁹⁾建久六年の上洛中においても、兼実と三回に及ぶ会談を重ね、兼実との関係を保ちつつあったといえる。

この上洛で、頼朝が兼実を裏切ったとする従来の理解が根拠としている事例は、いずれもそれを立証し得るとはみなし難い。また、頼朝が大姫の入内を計画したのは、単に娘を思う親心からの発想であって、外戚の地位を兼実と争う意図などは持ち合わせてはいない。いわば、政子と思案した結果の私的な縁談と見なされる。一方、兼実の方も、以前に、頼朝の娘が入内するらしいという噂を耳にしても、頼朝を天皇の外戚の地位を争う競争相手として捉えている様子も見られない。兼実は、自分が将来の天皇の外祖父になれることを確信しているのである。

建久六年の上洛時においても、依然、頼朝は兼実と連携を保つていこうとする姿勢であった。また、頼朝の大姫入内計画は私的な縁談であり、兼実も頼朝を外戚を争う政敵とはみていないのであれば、頼朝の大姫入内計画は、「建久七年の政変」の引き金にはなり得ないということになる。 「建久七年の政変」については、稿を改めて検討することにした。

註

- (1) 上横手雅敬「幕府と京都」(『京都の歴史 2』一九七二) 二一六頁(同著『鎌倉時代政治史研究』(吉川弘文館、一九九一)に所収)。杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係——建久年間を中心に——」(『史林』五四卷六号、一九七二)八〇九頁。多賀ゆかり「鎌倉初期の公武関係」(『史窓』三三号、一九七五)五六頁。
- (2) 遠城悦子「建久元年の源頼朝上洛に関する一考察」(『法政史学』四四号、一九九二、以下、旧稿とはこの論文を指す)。
- (3) 註1に同じ。
- (4) 註2に同じ。
- (5) 『玉葉』建久二年六月二日条。
- (6) 上横手雅敬、前掲論文二一六頁。多賀ゆかり、前掲論文五六頁。
- (7) 『玉葉』建久二年六月二十五条。
- (8) 『玉葉』建久二年六月七日条。
- (9) 『玉葉』建久二年六月二日条。
- (10) 高群逸枝「招婿婚の研究 一」(理論社)二一七〜二二一頁。
- (11) 高群逸枝『日本婚姻史』(至文堂、一九七九)一六二〜一六四頁。
- (12) 『吾妻鏡』建久五年十二月十七日条。
- (13) 『吾妻鏡』建久六年正月十五日、二月十四日条。
建久六年の源頼朝上洛についての再考察(遠城)
- (14) 『吾妻鏡』建久六年三月二十九日、四月十七日条。
- (15) 赤松俊秀「頼朝とその娘——愚管抄の一節——」(『史学雑誌』七三編一〇号、一九六四)九七頁。上横手雅敬、前掲論文二一九頁。杉橋隆夫、前掲論文一八頁。多賀ゆかり、前掲論文五七頁。
- (16) 『玉葉』建久六年四月一日条。
- (17) 『吾妻鏡』建久元年十二月七日条。
- (18) 『吾妻鏡』文治五年六月六日条。
- (19) 『吾妻鏡』建久元年五月二十三日条。
- (20) 『吾妻鏡』建久元年六月二十二日条。
- (21) 『吾妻鏡』建久二年十二月二十九日条。
- (22) 『吾妻鏡』建久四年九月七日条。
- (23) 『吾妻鏡』文治二年正月二十三日条。
- (24) 『吾妻鏡』文治二年五月十日条。
- (25) 『吾妻鏡』文治三年二月十六日条。
- (26) 『吾妻鏡』文治三年十二月二日条。
- (27) 『吾妻鏡』文治五年六月六日条。
- (28) 『吾妻鏡』建久元年正月三日条。他に、『吾妻鏡』建久二年十一月三日条では「貢馬・貢金」、『同』建久五年三月十三日条では「馬八疋」の例がある。また、上洛中、頼朝は吉田経房に「砂金・馬」を贈っている(『同』建久六年四月十二日条)。
- (29) 『玉葉』建久六年三月十五日条。
- (30) 『玉葉』建久六年三月三十日条、『吾妻鏡』同年四月十

日、五月二十二日条。

- (31) 『吾妻鏡』建久六年四月十日条。
- (32) 『吾妻鏡』建久六年五月二十二日条。
- (33) 『吾妻鏡』建久六年三月十日条。
- (34) 同右。
- (35) 『吾妻鏡』建久六年五月二十日条。
- (36) 『吾妻鏡』建久六年五月十八日条。
- (37) 『吾妻鏡』建久六年三月十三日条。
- (38) 『吾妻鏡』建久六年四月二十一日条、二十四日条。
- (39) 赤松俊秀、前掲論文九六頁。上横手雅敬、前掲論文二一八～二一九頁。
- (40) 杉橋隆夫、前掲論文六～九頁。
- (41) 多賀ゆかり、前掲論文五四～五七頁。
- (42) 河内祥輔『頼朝の時代』(平凡社、一九九〇)二二四頁。
- (43) 岩崎昭行「木曾義仲嫡子 志水冠者義高の史料考察」(『ぐんしょ』一八号、一九九二)二〇～二四頁。
- (44) 『吾妻鏡』建久四年八月十七日条。
- (45) 『吾妻鏡』建久四年八月二十九日、九月十八日条。
- (46) 『吾妻鏡』建久四年九月十八日条。
- (47) 『吾妻鏡』建久五年八月八日条。
- (48) 『吾妻鏡』建久五年八月十八日条。
- (49) 『吾妻鏡』建久五年十一月十日条。
- (50) 『吾妻鏡』建久六年十月十五日条。
- (51) 河内祥輔、前掲書二二～二二二頁。旧稿六五頁。
- (52) 『玉葉』建久二年四月五日条。
- (53) 河内祥輔、前掲書二九六頁。
- (54) 野村育世「家領の相続にみる九条家」(『日本歴史』四八一号、一九八八)二三～二六頁。また、西山恵子氏によれば、「氏家司」というものが、基房・兼実の時代から目につき始めるのは、彼らの父忠通のちに、摂関家が近衛・九条の両家に分裂したことが大きな要因であるとされ、氏全体に関わる行事の実際の運営について、形としてどの家にも属さず、かつ、摂政の交替に際しても更迭されない事務官があたるが必要になり、そこで生まれたのが、「氏家司」であったという(九条兼実の家司をめぐる)『京都市史編さん通信』二二四号、一九八八)。
- このような、「氏家司」についての西山氏の見解は、九条家が摂関家の傍流ではないことを裏付けるものといえよう。
- (55) 同右。
- (56) 『玉葉』文治五年四月三日条。
- (57) 杉橋隆夫、前掲論文三頁。
- (58) 菅原昭英「古代日本の宗教的情操(一)、(二)」(『史学雑誌』七八編二、三号、一九六九)。
- (59) 旧稿六六～七三頁。

〔付記〕

本稿執筆あたり、御指導いただいた中野栄夫先生に、末筆ながら深謝の意を表したい。